

定期試験等における不正行為の防止について(注意喚起)

(少なくとも下記の下線部分は試験開始時に必ず読み上げて下さい)

これから試験を行いますが、4月のガイダンス等で周知しているとおり、本学では定期試験等における不正行為を撲滅するため、今年度からこれまでの運用を見直し、不正行為に対して厳しく対処することとしました。

この「定期試験等」には、小テストやレポートも含まれます。

成績評価に係る不正行為の事実が認められた場合は、教育的指導の観点から、懲戒処分とともに、不正行為を行った科目が不可の評価を受けることだけではなく、この学期に履修した科目が全て無効になるという非常に厳しい措置を受けることとなります。

更に、悪質性が極めて高い不正行為には、停学あるいは退学という重い懲戒処分が下される可能性もあります。

みなさん、不正行為及び試験監督に誤解されるような行為は絶対に行わず、公正な態度で試験に臨むようにしてください。

(以下は試験等の内容に応じて適宜お読みください)

不正行為と判断される行為の例を伝えます。

- ・ 他人の答案を覗き見たり書き写す行為
- ・ 試験に関連した内容の紙片を使用する行為
- ・ 持込の許可のない教科書・参考書等の書籍やノートなどを利用する行為
- ・ 論文やレポート等において、関連する著書・論文、インターネット上の情報を、引用であると明示することなく使用したり、他人が書いたレポート・著作物を自分のものとして提出する行為 などです。

また、

- ・ 他の学生の試験を助ける目的で自分の答案を見せたりする行為
- ・ レポート提出や授業の課題提出を代行したりする行為

は、答案を見せた(課題を代行した)学生、答案を見せてもらった(課題を代行させた)学生の両名ともに懲戒処分を受ける可能性がありますので、絶対にしてはいけません。

懲戒についての規定は、大学ホームページに、「試験等において不正行為をした学生の懲戒等に関する指針」が掲載されていますので、各自確認してください。